



ぶなの森 ニュース 2012年12月号



環境に関する最新的话题をピックアップ
してわかりやすくご提供していきます。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOTレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★生物多様性条約第11回締約国会議の結果（環境省より）

生物多様性条約 第11回締約国会議（COP11）が、2012年10月8日～19日の日程でハイデラバード（インド）にて開催されました。我が国からは、8日の開会式に元COP10議長である松本龍元環境大臣が、16日の閣僚級会合開会式には長浜博行環境大臣が出席した他、関係各省の担当者等が出席しました。

資源動員に関する目標の合意をはじめ、各課題について決定が採択され、愛知目標達成に向けてCOP10において醸成された気運を今後も維持することができました。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15858>

★家庭における節電・CO2削減行動に関する調査の結果（環境省より）

東日本大震災以降、厳しい電力需給やそれを踏まえた節電目標の設定などもあり、多くの家庭において節電・CO2削減行動が取り組まれました。環境省では、家庭における節電・CO2削減行動の普及促進を図るため、主に冬季に取り組まれたこうした行動についてアンケート調査を行い、その結果を取りまとめました。

調査結果から、震災後に節電を強く意識した世帯が増加するとともに、省エネタイプの照明への交換（4割の世帯）、エアコン（暖房）に関する省エネ行動（1割の世帯）などにより、昨冬の家庭の電力消費量は、前年同月比で4.9%削減されたことが示されました。これは、家庭一世帯当たりのCO2排出量の約2%分の削減に相当します。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15892>



グリーン成長の実現に向けて

「グリーン成長」とは

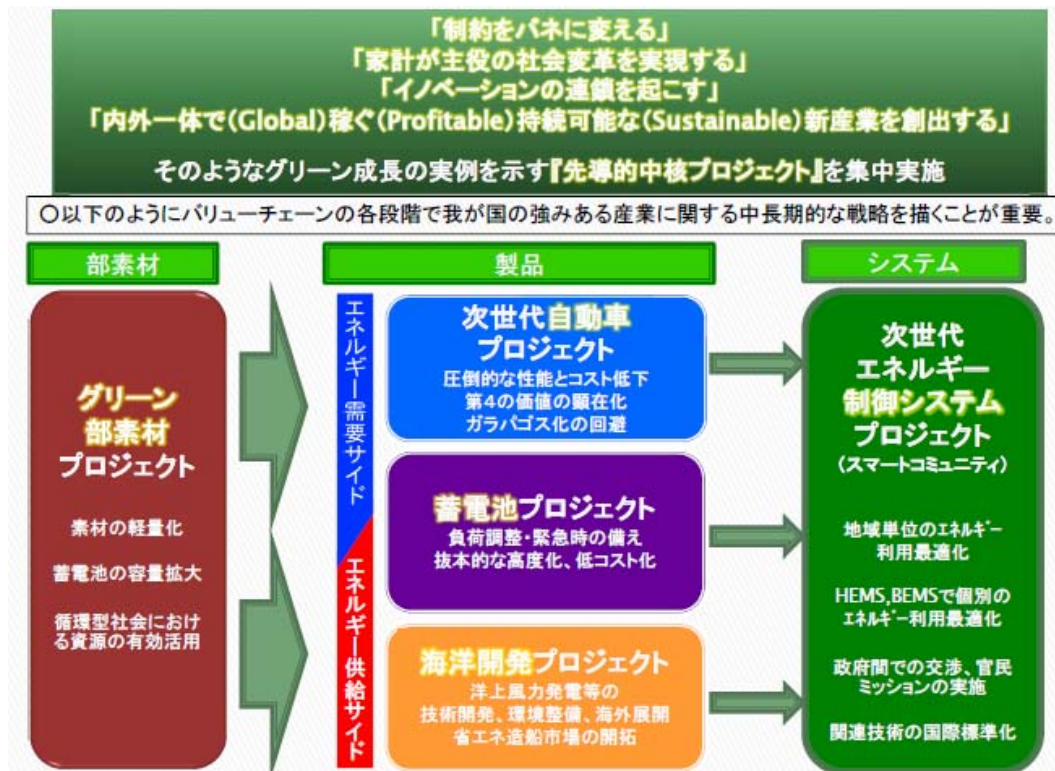
グリーン成長とは、地球温暖化などの環境問題を解決すると同時に、持続可能な経済成長を目指していくというビジョンのことです。ブラジルのリオデジャネイロにおいて本年6月に開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」では、持続可能な発展を達成するグリーン経済が中心的なテーマとして議論されましたが、地球温暖化などの様々な問題が深刻化するなか、持続可能な経済成長の実現が求められています。

特に我が国においては、東日本大震災による原発事故を受け、原発のエネルギー需要を代替する再生可能エネルギーの導入や、需要を低減する省エネルギー技術の導入を最大限進めることが必要となります。このような制約をバネとして、社会の変革を進め、新たな産業創出と産業構造の進化につなげていくことが望まれます。

「グリーン成長」に関するわが国の取り組み

総理直属の機関である国家戦略室では、国家戦略担当大臣の下で「グリーン成長戦略パネル」を設置し、有識者や事業者の方から多様な再生可能エネルギー・省エネルギーの技術・産業・政策に関する知見を収集しています。

7月31日決定の「日本再生戦略」では「グリーン成長戦略」を重要な戦略の柱の1つとして位置付けており、「グリーン政策大綱」を年末までに取りまとめ、今後のグリーン成長に向けた国の具体的な政策方針を示す予定です。



出典：国家戦略室

(<http://www.greenenergy.go.jp/>)



今年の冬は、ウォームシェアをしよう

家庭やご近所でウォームシェア

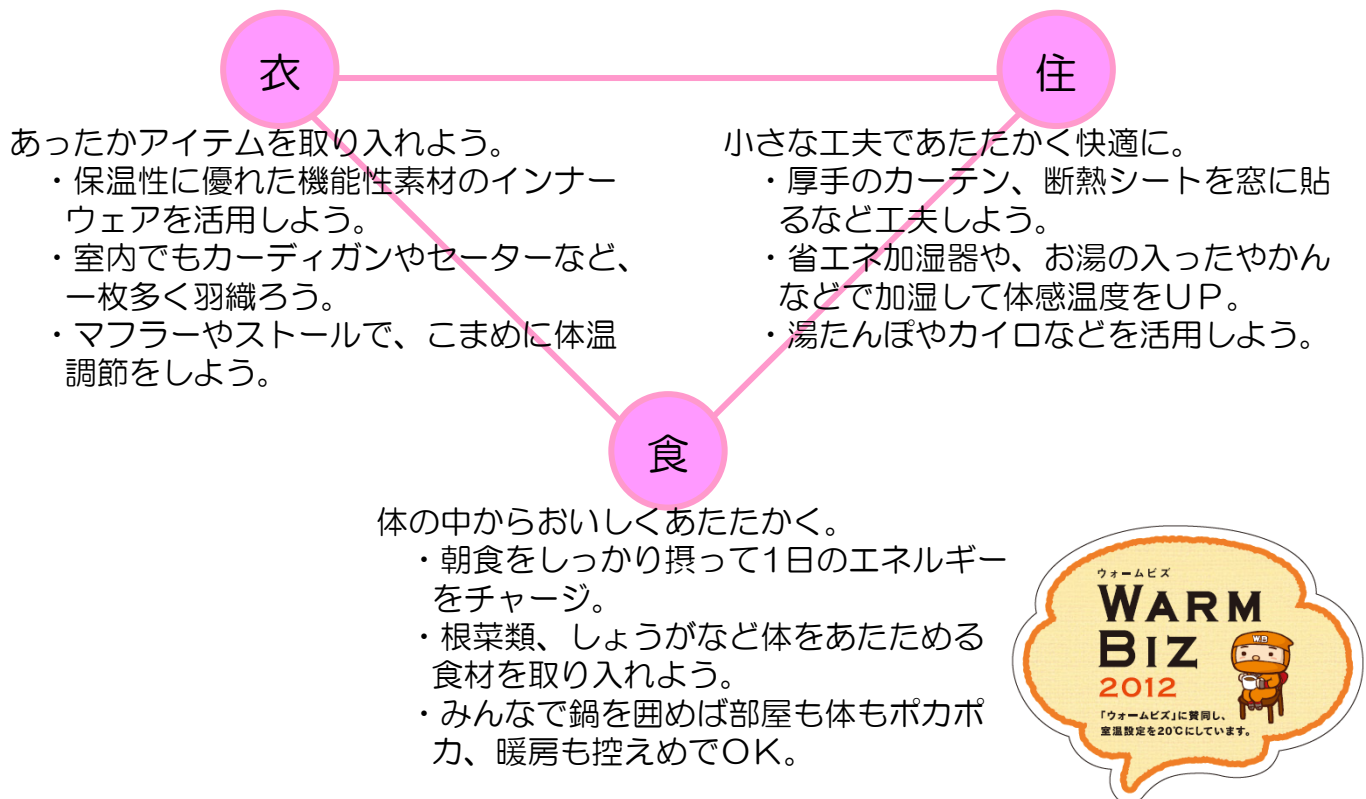
家族やご近所どうしがひとつの部屋・場所に集まって過ごせば、エネルギー消費を減らせるだけでなく、コミュニケーションも深まります。

例えば、ご近所さんとの交流も兼ねてお茶会やランチ会など、地域のつながりを深めることが住みよいまちづくりに繋がります。また、みんなで一つの部屋に集まって鍋を味わうことや、仲間どうしでのホームパーティを通じたウォームシェアも考えられます。

まちでウォームシェア

家庭の暖房を止めてまちに出るだけでエネルギー消費を減らせます。飲食店や温泉・浴場、公共施設などでゆったり過ごす、スポーツをする、イベントに行ったりすることもウォームシェアです。

ウォームビズの基本知識



出典：環境省ウォームビズ2012 (<https://www.challenge25.go.jp/practice/warmbiz/warmbiz2012/>)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



スマートウォーター

21世紀は世界的に水不足が深刻化するといわれ、「水の世紀」と呼ばれることがあります。水問題に関して、様々な研究開発が進む中、近年、スマートウォーターという言葉が聞かれるようになりました。

スマートウォーターとは、水の循環をITで総合的に管理することです。地域ごとの必要量に応じた給水が可能となり、水圧を制御するポンプの稼働を効率化し省エネもできるとされています。スマートグリッドとの融合を視野に開発を進める企業や、水道メーターのIT化を進める企業が出始めています。

気候変動の適応

地球温暖化防止に向けた対策は、大きく2種類にわけられます。1つは地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和」、もう1つが気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという「適応」です。

これまで、温暖化防止の対策は「緩和」が中心でしたが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、温室効果ガスの削減について最大の取り組みを実施しても、今後数十年は気候変動の進行は避けられないとされており、「適応」に注目が集まっています。

除染推進パッケージ

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して、現在も放射性物質による環境の汚染への対処（除染）が行われていますが、除染活動は、福島復興の基盤とも言え、さらなるスピードアップと不安解消の取り組みが必要です。そこで環境省では、除染の加速化及び不安解消に向けた対策を取りまとめ、公表することに至りました。それが、「除染推進パッケージ」です。

具体的には、除染の加速化に向けた対策として「福島環境再生事務所への権限委譲」や、不安解消に向けた対策として「住民が利用する沢水などのきめ細やかなモニタリング体制の構築」などを掲げています。

ぶなの森ニュース

2012年12月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス: <http://www.sjnk-am.co.jp/>



＜当ファンドの主なリスクと留意点＞

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

＜その他の留意点＞

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

＜お客さまにご負担いただく手数料等について＞

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ 購入時手数料

購入価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.575%（税抜1.50%）を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

■ その他の費用・手数料

◆ 監査報酬

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会/社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。